

ケアラー支援機関向け実態調査結果報告書

長崎県福祉保健部長寿社会課



目次

1	調査概要	1
	(1) 調査の目的	1
	(2) 調査対象機関	1
	(3) 調査期間	1
2	調査結果	2
	(1) ケアラーに関する認知度	2
	(2) ケアラーからの相談受付状況	3
	(2) - 1 ケアラー自身に関する相談の内容	4
	(2) - 2 ケアラー以外の家族等に関する相談の内容	5
	(2) - 3 お世話をしている相手に関する相談の内容	6
	(2) - 4 その他の悩みに関する相談の内容（自由記述）	7
	(3) ケアラーご本人への直接的な支援	9
	(4) ケアラー（及びそのご家族）以外への働きかけ	10
	(5) 県や市町が取り組むべき事項	11
	(6) 相談につながらず心配な事例とその理由	12
	(7) 公的サービスの利用に繋がらなかった事例とその理由	13
	(8) 相談や公的サービスに繋がりにくい家庭を支援に結びつけた事例とその方法	14
	(9) 追加調査	15
	(10) 事業所を対象とした研修やセミナーの希望（自由記述）	17
	(11) ケアラー支援を充実させるために、特に必要なこと（自由記述）	20
3	（参考）調査票	29

I 調査概要

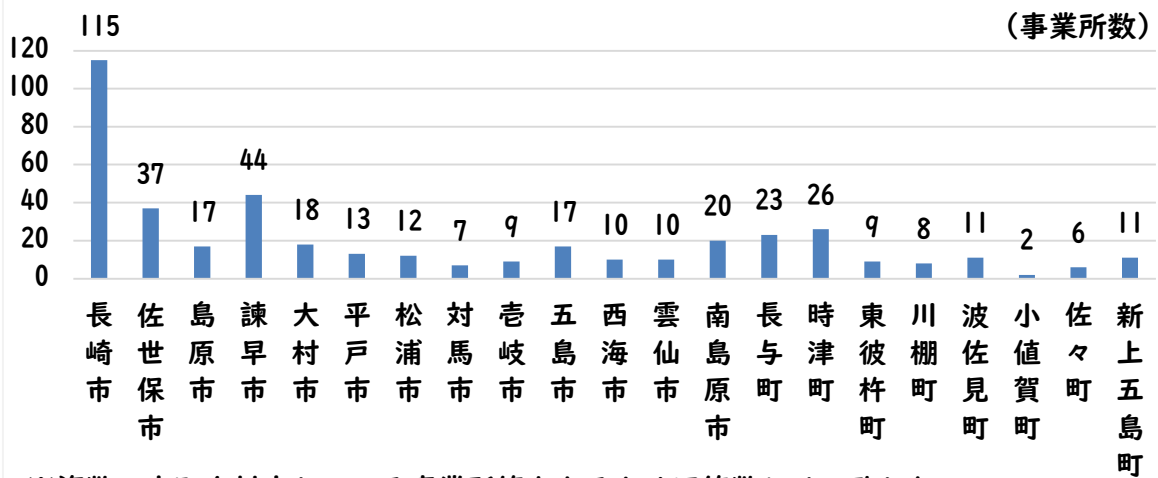
(1) 調査の目的

家族の介護や、日常生活上のお世話を無償でしている人(ケアラー)の悩みや困りごと、支援ニーズ等を把握し、支援を必要としているケアラーの早期発見や適切な支援につなげるための方策を検討するとともに、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査対象機関

調査対象機関	対象数(か所)	回答数(か所)	回収率
地域包括支援センター	52	28	53.8%
居宅介護支援事業所	457	241	52.7%
障害者相談支援事業所	150	38	25.3%
生活困窮者自立相談支援機関	22	20	90.9%
合計	681	327	48.0%

回答した事業所等が主に対応している地域



※複数の市町を対応している事業所等もあるため回答数とは一致しない

(3) 調査期間

令和5年8月18日～令和5年9月29日

2 調査結果

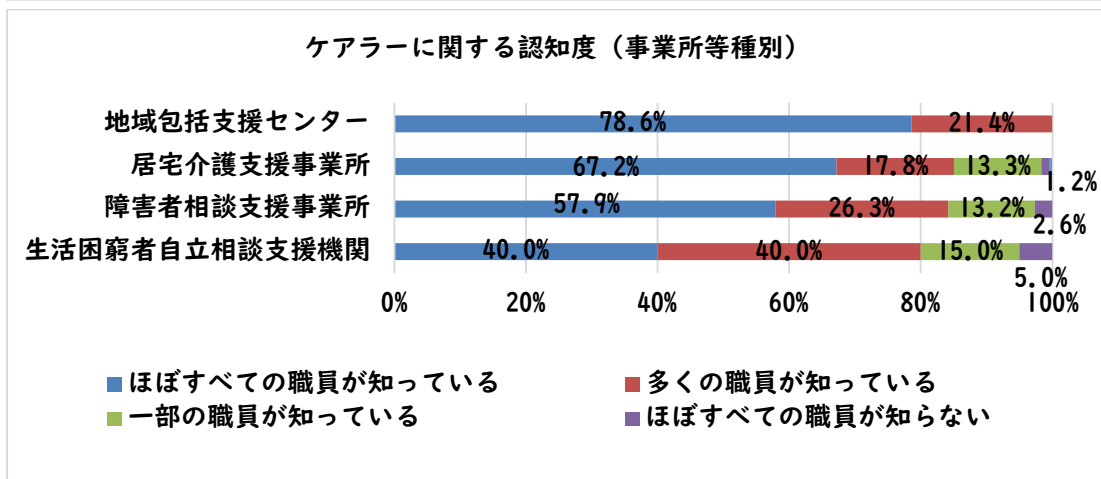
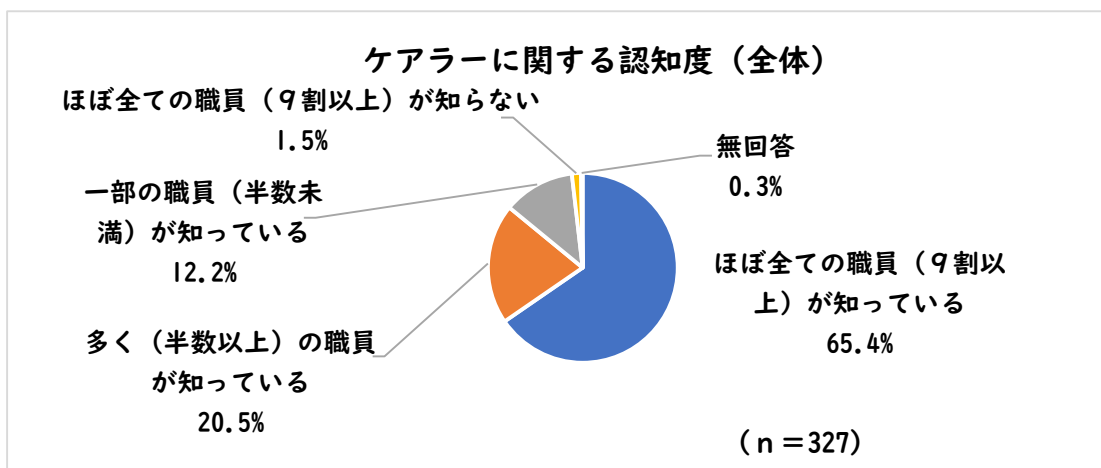
(1) ケアラーに関する認知度

貴事業所におけるケアラーに関する認知度を教えてください。

※ケアラー認知度（選択肢の「知っている」の範囲）は、以下のとおりです。

「ケアラーという言葉を知っていますか。」という問いに、「よく知っている」「ある程度知っている」と答えられる方のことで、「聞いたことはあるがよく知らない」「全く知らない」は含みません。

「ほぼすべての職員（9割以上）が知っている」が65.4%と全体の3分の2程度にとどまった。



カテゴリー	ほぼ全ての職員（9割以上）が知っている	多く（半数以上）の職員が知っている	一部の職員（半数未満）が知っている	ほぼ全ての職員（9割以上）が知らない	無回答
件数	214	67	40	5	1

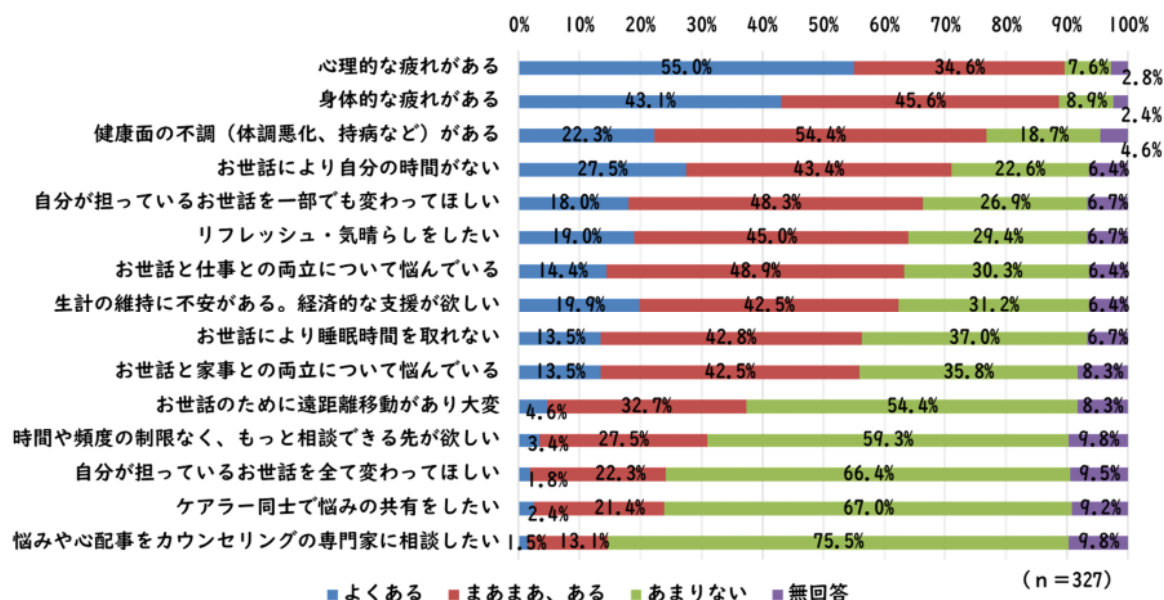
(2) ケアラーからの相談受付状況

貴事業所で受けた“「ケアラー」が抱えている悩みなどの相談”に関して、以下のとおり、内容別に分類した場合、それぞれの項目について、「よくある」場合は「◎」を、「まあまあ、ある」場合は「○」をつけてください。また、以下の分類にない内容で「◎」「○」に該当するものがあれば、項目最後の自由記述欄に内容を記載し、「◎」「○」を記載してください。

※「よくある」の目安は、ケアラーに関する相談のうち、7割以上に含まれる、「まあまあ、ある」は、同様に、概ね4割から7割程度、を目安としてください。

(2) - 1 ケアラー自身に関する相談の内容

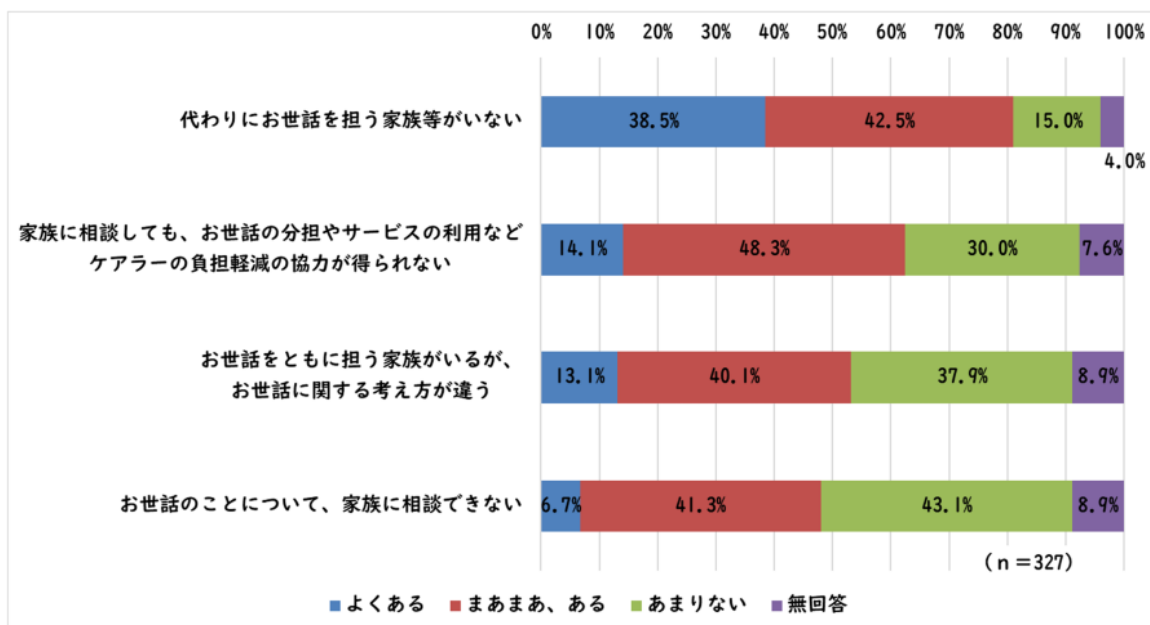
“よくある”“まあまあ、ある”ものとして、「心理的な疲れがある」が89.6%、「身体的な疲れがある」が88.7%であった。



カテゴリー	よくある	まあまあ、ある	あまりない	無回答
心理的な疲れがある	180	113	25	9
身体的な疲れがある	141	149	29	8
健康面の不調（体調悪化、持病など）がある	73	178	61	15
お世話により自分の時間がない	90	142	74	21
自分が担っているお世話を一部でも変わってほしい	59	158	88	22
リフレッシュ・気晴らしをしたい	62	147	96	22
お世話と仕事との両立について悩んでいる	47	160	99	21
生計の維持に不安がある。経済的な支援が欲しい	65	139	102	21
お世話により睡眠時間を取れない	44	140	121	22
お世話と家事との両立について悩んでいる	44	139	117	27
お世話のために遠距離移動があり大変	15	107	178	27
時間や頻度の制限なく、もっと相談できる先が欲しい	11	90	194	32
自分が担っているお世話を全て変わってほしい	6	73	217	31
お世話をしている人同士で悩みの共有をしたい	8	70	219	30
悩みや心配事をカウンセリングの専門家に相談したい	5	43	247	32

(2) -2 ケアラー以外の家族等に関する相談の内容

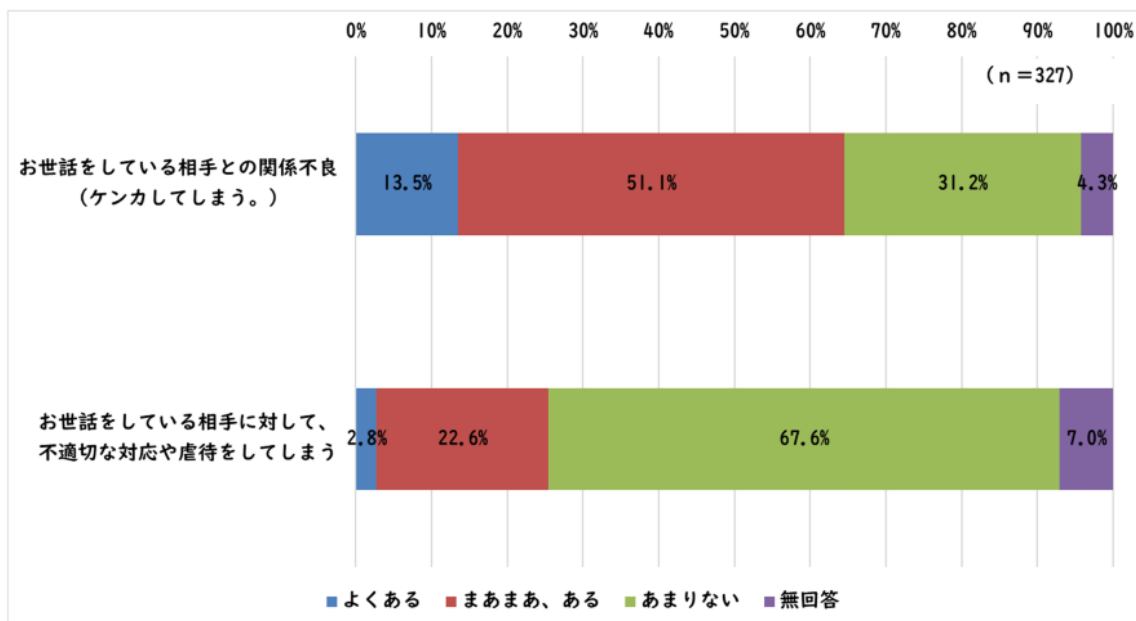
“よくある” “まあまあ、ある” ものとして、「代わりにお世話を担う家族等がない」が81%、「家族に相談しても、お世話の分担やサービスの利用などケアラーの負担軽減の協力が得られない」が62.4%であった。



カテゴリー	よくある	まあまあ、ある	あまりない	無回答
代わりにお世話を担う家族等がない	126	139	49	13
家族に相談しても、お世話の分担やサービスの利用などケアラーの負担軽減の協力が得られない	46	158	98	25
お世話をともに担う家族がいるが、お世話に関する考え方が違う	43	131	124	29
お世話のことについて、家族に相談できない	22	135	141	29

(2) -3 お世話をしている相手に関する相談の内容

“よくある” “まあまあ、ある” ものとして、「お世話を受けている方との関係不良」が64.6%であった。



カテゴリー	よくある	まあまあ、ある	あまりない	無回答
お世話をしている相手との関係不良 (ケンカしてしまう。)	44	167	102	14
お世話をしている相手に対して、不適切な対応や虐待をしまう	9	74	221	23

(2) -4 その他の悩みに関する相談の内容（自由記述）

- ・お世話のことで家族関係が不調となっている
- ・お世話を受けている方が、お世話をしている家族以外の支援を拒否される（外部サービス等の利用ができない）
- ・短期入所の費用を家族でどのように負担するか、施設入所を望まれても費用面で折衝がつかない
- ・経済面の不安がある
- ・本人からケアをしている人に対する感謝の言葉がなく虚しさを抱えながらケアをしている人が多い
- ・モニタリング訪問時にケアラーの身体的な痛みや体調不良、睡眠不足、対応に追われた出来事について話を聞くことが多く、時間にするとかなり長い
- ・認知症の家族に対して強い言葉で注意してしまい、その後反省しながら自己嫌悪になることがあると言う相談は多い
- ・兄弟間葛藤で、どのように兄弟児に理解してもらえばいいか悩んでるお母様ケアラーさんがたくさんいます
- ・ケアラー自身が体調不良など入院した時に、お世話をしている人をどうしたら良いか
- ・お世話をしている家族の負担に対して、離れて暮らす兄弟達が、家族の負担や悩みなどの精神面の負担を感じていない
- ・介護者が倒れたりして介護するものがなくなった後の介護を受けている人の心配
- ・ケアがいつまで続くのか、自分の人生はどうなるのか等、将来への不安がよくきかれる
- ・本人にも自分の事と思い自覚を持ってもらいたい
- ・ケアラー自身の考え方に偏りがあり、ケアラー自身で介護を担いすぎてしまい、他に頼ることができない。一人で考えこまれるケースが多い
- ・認知症により今言った事もすぐ忘れる。何度も尋ねるので最初はいいが何回も聞いてくるうちにイライラして言葉が荒くなる
- ・介護者が家庭を離れ、実家に住込み介護をしている
- ・ケアラーが通院治療を要する程の精神的疲労を受けてしまう
- ・手をはらう
- ・ケアラー亡き後の不安
- ・ケアラーが急病時に救急対応できる人がいない
- ・ショートステイの受け入れ先が少ない
- ・家族間や兄弟間でのケアに対する考え方の違い。経済的な問題。
- ・施設入所に対して金銭の負担が大きい等の話がきかれる
- ・子供の障害に対して母親が罪悪感を持っている場合、ケアの負担を口に出せない認

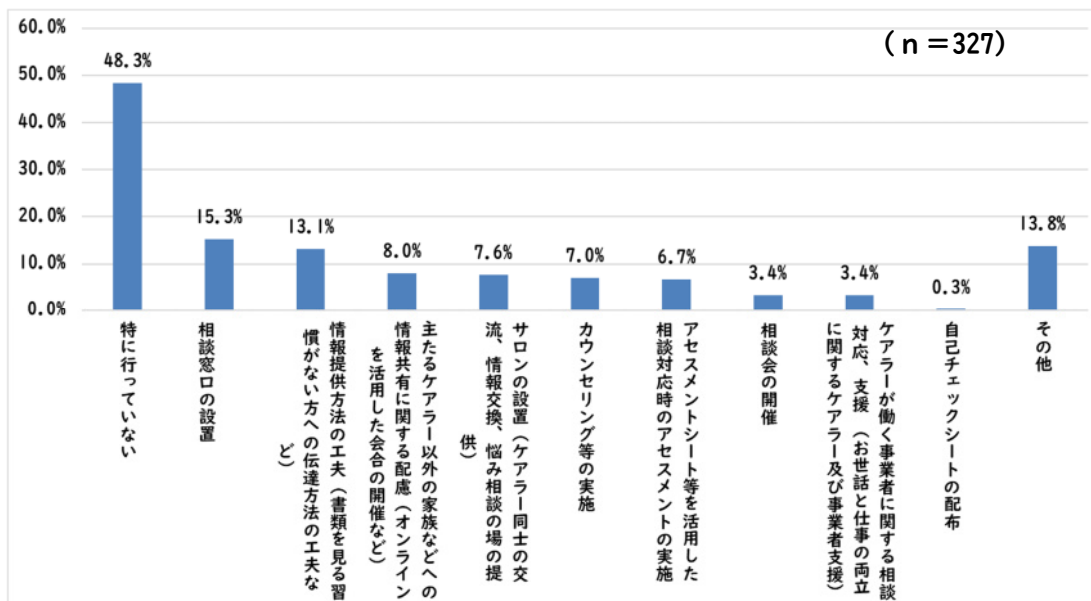
められないお母様もいらっしゃいます

- ・介護放棄
- ・近所の方に迷惑をかけ関係が悪くなった（物盗られ妄想で疑い、何度も電話をしたなど）
- ・相談窓口がわからない。どのように相談したらよいかわからない
- ・認知症の方への支援の方法やいつまで介護が続くのかの不安の声が聞かれることが
まあまあ、ある
- ・同居の家族が仕事に就かない
- ・ケアラー自身の方と、ケアラー以外の方の将来的な考えに大きな違いがある
- ・サービスそのものを拒否する。デイに行かず閉じこもるとか介護者の負担を感じず
当然だと考えている
- ・お世話をしている方が亡くなった（施設に入った）事で起こる自分の経済的不安
- ・障害ある子供と夫の親のダブル介護。いずれの介護も長期であり、男性よりも女性
介護者に負担が大きい
- ・お世話を受けている子どもの今後の進路について具体的に相談できる窓口がほし
い。情報を知ることができる機会がほしい

(3) ケアラーご本人への直接的な支援

ケアラーご本人への直接的な支援として、「お世話が必要な人をサービスに繋げるこ
と」以外に、貴事業所では、どのような支援を行っていますか。また、その具体的な
内容について教えてください。(複数選択可)

「特に行っていない」が48.3%、「相談窓口の設置」が15.3%であった。

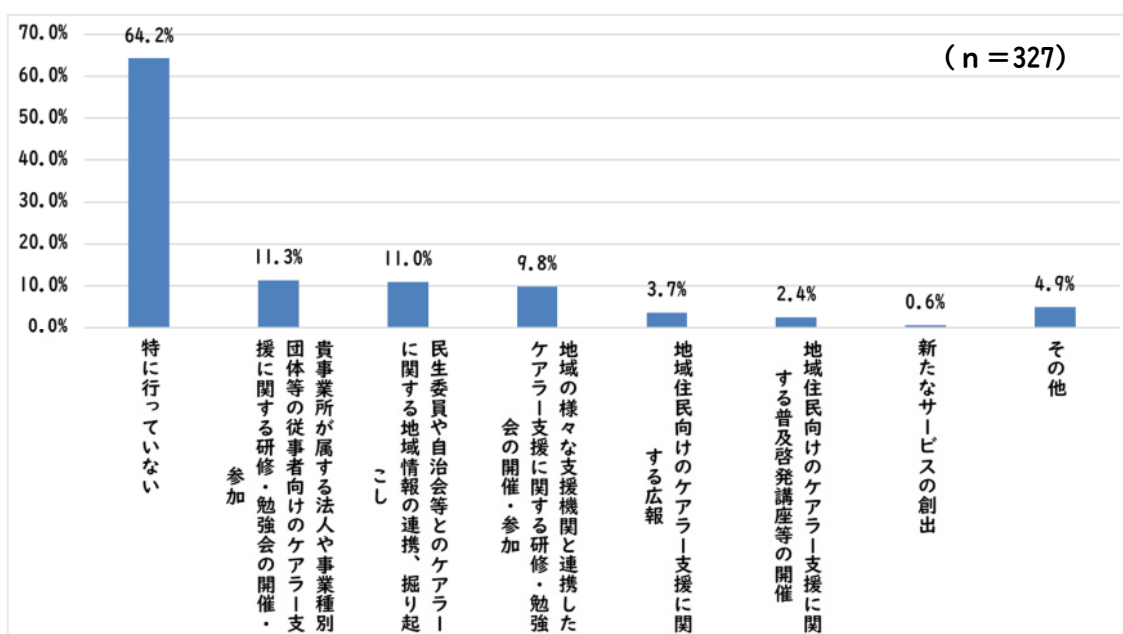


カテゴリー	件数
特に行っていない	158
ケアラーに対する相談窓口の設置	50
ケアラーに対する情報提供方法の工夫 (書類を見る習慣がない方への伝達方法の工夫など)	43
主たるケアラー以外の家族などへの情報共有に関する配慮 (オンラインを活用した会合の開催など)	26
ケアラーのためのサロンの設置 (ケアラー同士の交流、情報交換、悩み相談の場の提供)	25
ケアラーに対するカウンセリング等の実施	23
ケアラーに対するアセスメントシート等を活用した相談対応時のアセスメントの実施	22
ケアラーに対する相談会の開催	11
ケアラーが働く事業者に関する相談対応、支援 (お世話と仕事の両立に関するケアラー及び事業者支援)	11
ケアラーに対する自己チェックシートの配布	1
その他	45

(4) ケアラー（及びそのご家族）以外への働きかけ

ケアラー支援に資する取組として、ケアラー（及びそのご家族）以外への働きかけとして、貴事業所ではどのようなことを行っていますか。また、その具体的な内容について教えてください。（複数選択可）

「特に行っていない」が64.2%、「ケアラー支援に関する研修・勉強会の開催・参加」が11.3%であった。

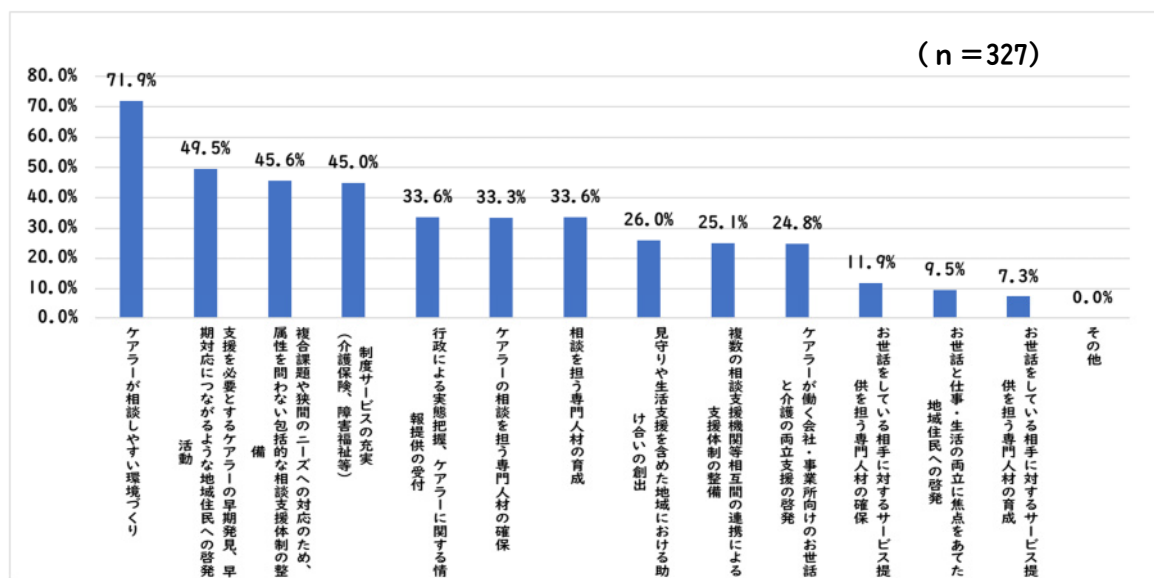


カテゴリー	件数
特に行っていない	210
貴事業所が属する法人や事業種別団体等の従事者向けのケアラー支援に関する研修・勉強会の開催・参加	37
民生委員や自治会等とのケアラーに関する地域情報の連携、掘り起こし	36
「介護」「子育て」「障害関係」「療育」「生活困窮」等、地域の様々な支援機関と連携したケアラー支援に関する研修・勉強会の開催・参加	32
地域住民向けのケアラー支援に関する広報（相談窓口の紹介チラシの配布、SNS 発信、パネル展示、ケアラーに関する独自リーフレット作成など）	12
地域住民向けのケアラー支援に関する普及啓発講座等の開催	8
新たなサービスの創出	2
その他	16

(5) 県や市町が取り組むべき事項

ケアラーに対して必要な支援を実現するために、県や市町が取り組むべき事項は何だと思いますか。(複数選択可)

「ケアラーが相談しやすい環境づくり」が71.9%、「支援を必要とするケアラーの早期発見、早期対応につながるような地域住民への啓発活動」が49.5%であった。

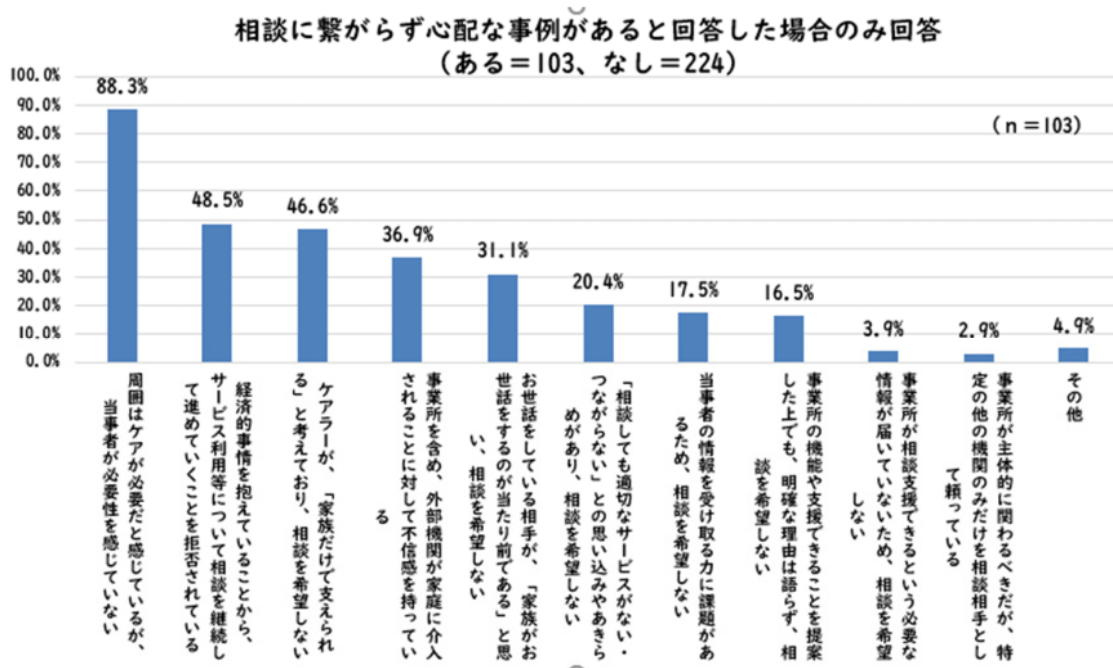


カテゴリ	件数
ケアラーが相談しやすい環境づくり（地域の相談場所の明確化等）	235
支援を必要とするケアラーの早期発見、早期対応につながるような地域住民への啓発活動（ケアラーに関する理解の促進、早期気づきのためのポイント、セルフチェック等のツールの提供）	162
複合課題や狭間のニーズへの対応のため、属性を問わない包括的な相談支援体制の整備	149
制度サービスの充実（介護保険、障害福祉等）	147
行政による実態把握、ケアラーに関する情報提供の受付	110
相談を担う専門人材の育成（専門職による支援を必要とするケアラーの早期発見・アセスメント・相談対応力の向上）	110
ケアラーの相談を担う専門人材の確保	109
見守りや生活支援を含めた地域における助け合いの創出	85
複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備（重層的支援会議等の開催による機関間の役割分担や支援の方向性を検討）	82
ケアラーが働く会社・事業所向けのお世話と介護の両立支援の啓発	81
お世話を受ける方に対するサービス提供を担う専門人材の確保	39
お世話と仕事・生活の両立に焦点をあてた地域住民への啓発	31
お世話をする相手に対するサービス提供を担う専門人材の育成	24
その他	9

(6) 相談につながらず心配な事例とその理由

「介護」「看病」「子育て」「障害関係」「療育」「生活困窮」などのケアを必要としている方で、貴事業所での相談につながらず、心配な事例がありますか。相談につながらない理由は、何であると考えていますか。(複数選択可)

「周囲はケアを必要と感じているが、当事者が必要性を感じていない」が88.3%、「経済的事情を抱えていることから、サービス利用等について相談を継続して進めていくことを拒否されている」が48.5%であった。

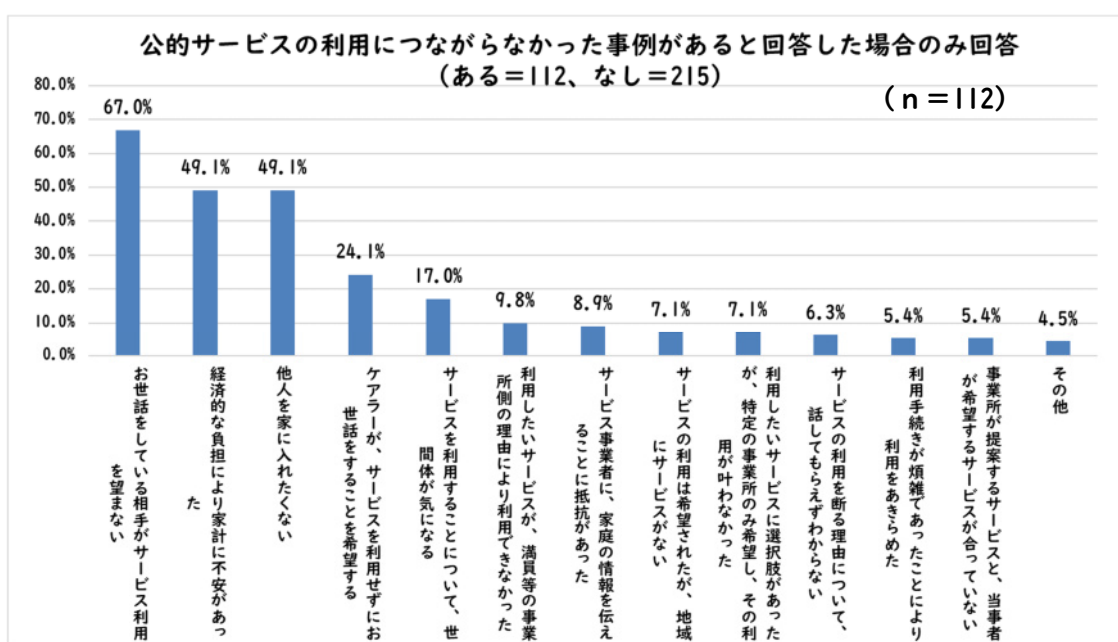


カテゴリー	件数
貴事業所を含め、周囲はケアが必要だと感じているが、当事者（お世話をする方・受ける方）が必要性を感じていない。今の生活を継続することで良しとしている。	91
経済的事情を抱えていることから、サービス利用等について相談を継続して進めていくことを拒否されている。	50
お世話をする方が、「家族だけで支えられる」と考えており、相談を希望しない。	48
貴事業所を含め外部機関が家庭に介入されることに対して不信感を持っている。	38
お世話を受ける方は、「家族がお世話をするのが当たり前である」と思い、お世話を受ける方が相談を希望しない。	32
「相談しても適切なサービスがない・つながらない」との思い込みやあきらめがあり、相談を希望しない。	21
当事者の情報を受け取る力に課題があるため、相談を希望しない。	18
貴事業所の機能や支援できることを提案した上でも、明確な理由は語らず、相談を希望しない。	17
貴事業所が相談支援できるという必要な情報が届いていないため、相談を希望しない。	4
貴事業所が主体的に関わるべきだが、特定の他の機関のみだけを相談相手として頼っている。	3
その他	5

(7) 公的サービスの利用に繋がらなかった事例とその理由

貴事業所が相談を受けた方で、ケアを必要としている人が、公的サービスの利用につながらなかった事例はありますか。相談に繋がったにも関わらず、公的サービスの利用につながらなかった理由は何ですか。(複数選択可)

「お世話をしている相手がサービス利用を望まないため」が67%、「経済的な負担により家計に不安があったため」、「他人を家に入れたくない」が49.1%であった。

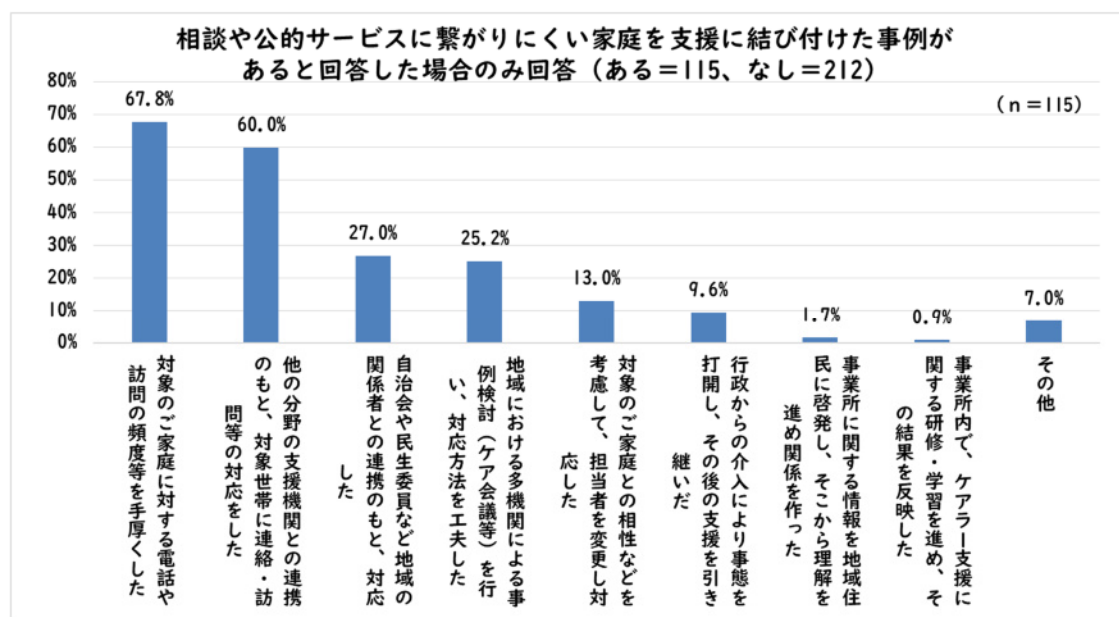


カテゴリー	件数
お世話を受けている方が公的サービス利用を望まないため。	75
経済的な負担により家計に不安があったため。	55
他人を家に入れたくないため。	55
お世話をする方が、公的サービスを利用せずにお世話をすることを希望しているため。	27
公的サービスを利用することについて、世間体が気になるため。	19
利用したい公的サービスが、いずれも満員等の事業所側の理由により利用できなかったため。	11
サービス事業者に、家庭の情報を伝えることに抵抗があったため。	10
利用したい公的サービスに選択肢があったが、特定の事業所のみ希望し、その利用が叶わなかったため。	8
公的サービスの利用は希望されたが、地域に公的サービスがないため (サービスの提供体制が不十分)	8
公的サービスの利用を断る理由について、話してもらえずわからない。	7
利用手続きが煩雑であったことにより利用をあきらめたため。	6
貴事業所が提案する公的サービスと、当事者が希望する公的サービスが合っていないため (不要な公的サービスを希望されたため)	6
その他	5

(8) 相談や公的サービスに繋がりにくい家庭を支援に結びつけた事例とその方法

相談や公的サービスに繋がりにくい家庭を支援に結びつけた事例がありますか。支援に結びつけるために、貴センター（事業所）では、どのようなことを実践しましたか。（複数選択可）

「対象のご家庭に対する電話や訪問の頻度を手厚くした」が67.8%、「ほかの分野の支援機関との連携のもと、対象世帯に連絡・訪問等の対応をした」が60%であった。



カテゴリー	件数
対象のご家庭に対する電話や訪問の頻度等を手厚くした	78
他の分野の支援機関との連携のもと、対象世帯に連絡・訪問等の対応をした	69
自治会や民生委員など地域の関係者との連携のもと、対応した	31
地域における多機関による事例検討（ケア会議等）を行い、対応方法を工夫した	29
対象のご家庭との相性などを考慮して、担当者を変更し対応した	15
行政からの介入により事態を打開し、その後の支援を引き継いだ	11
貴事業所に関する情報を地域住民に啓発し、そこから理解を進め関係を作った	2
貴事業所内で、ケアラー支援に関する研修・学習を進め、その結果を反映した	1
その他	8

(9) 追加調査

県では、「ケアラー支援につながらず苦慮している事例」「機関連携等によりケアラー支援が進んだ好事例」等の事例収集のため、追加調査に協力可能と回答いただいた24事業所を対象に聞き取り調査を行った。

事業所等種別	追加調査実施事業所数
地域包括支援センター	5か所
居宅介護支援事業所	13か所
障害者相談支援事業所	3か所
生活困窮者自立相談支援機関	1か所

【機関連携が進んだ事例】

- 娘（知的障害者）が高齢の母親のお世話をしているケースにおいて、ケアマネージャーが母親の支援のために訪問した際、母親だけではなくお世話をしている側の娘にも支援が必要と判断。以降、障害者相談支援事業所と同行訪問をするなど、連携を図りながら当家庭へ支援をしている。
- 90代の男性が、80代の妻と50代の発達障害の娘をお世話（ダブルケア）しているケースでは、主治医、相談支援事業所、ヘルパー、ケアマネージャーなど多職種で会議を月1.2回ほど実施している。
- かかりつけの病院が包括やケアマネと連携しながら、介護者が行き詰まりそうなときに、（ショートステイ利用が難しい）要ケア者を短期間入院するなどの連携を図った。

【ケアラー本人への直接的な支援事例】

- 悩みを打ち明けにくい男性が多いことに着眼し、毎月1回、男性ケアラーの交流会を開催。交流会ではテーマを決めずに最近会ったことを語り合っている。これまで暴言を吐いてしまうことのあった男性は、この交流会に参加することで気持ちが楽になり、暴言を吐かなくなった。

【お世話を受ける本人が支援を断る事例】

- お世話をする家族はサービスを利用してほしいが、本人がサービス利用を希望しない。（他人を入れたくない、他人のお世話になりたくない、経済的な理由など）

【周りから見るとお世話が必要だが、ケアラーが支援を断る事例】

- 介護は家族であるのが当然だという考える場合。
- 自分の子を障害者だと認めたくない親が支援を断る場合。

【ヤングケアラーに関する事例】

○長期休暇中の日中や平日の夕方以降は孫（学生）が付きっきりで祖母を見守っており、夜間徘徊を防ぐため、夜は孫と一緒に寝ているケース。孫は「自分が小さいころに祖母にお世話になったからお世話をしあげないといけない」と思っており、夜に眠れないこともある。

【離島地域の意見】

○サービス利用をしない人の傾向として、「迷惑をかけたくない」、「離島で近隣住民との距離が近い反面、周りからの目が気になる」、「家に入れたくない」ということがよくある。

○人材不足でサービスが使えないこともあるので、その解消が必要。

(10) 事業所を対象とした研修やセミナーの希望（自由記述）

本県におけるケアラー支援の充実強化のため、県が、貴事業所を対象に実施する研修・セミナー等の内容で希望があれば記載してください。

- ・事例を通して実施した内容、連携を行った機関で支援を行った内容等を発表してもらえる研修会の開催。そのような研修会に参加し、今後の対応について学ぶことができれば業務で活用したい。
- ・事例検討会などを通して勉強させてもらいたい。
- ・実際にどのような事例にどう対応してサービスに繋がったのか、事例集の発表（質問も含めて）があれば参加したいです。
- ・困り感がなく、支援を求めているような介入が難しいケアラーについて、家族にどのように介入して、支援を行っているのか、他の事業所の事例を知り今後の支援役立てたい。
- ・制度的な内容の研修に参加したいです。制度のみの講義では、理解しづらいので、事例を通しての制度の活用方法等があれば、理解しやすいと思います。
- ・介護、子育て、障害など複合的な課題をかかえた家族への支援についての事例検討。
- ・居宅介護支援事業所は利用者宅に訪問し、老老介護や家族介護で介護離職を考えている方、ひきこもり、障害がある方がサービスに繋がっていない方を発見することがある事業所である。しかし、訪問した支援者がケアラー支援の視点を持っていないと、そのまま見過ごされてしまう。ケアラー支援の視点やケアラー支援のつなぎ先・社会資源などを研修で扱っていただきたい。
- ・8050問題に対する具体的な事例発表などお聞きしたいです。
- ・ケアラー支援の成功事例などありましたら、研修でご教授いただきますと幸いです。
- ・ケアラー支援の具体的取り組み。支援推進計画書の内容。連携のあり方や事例検討会等
- ・複合課題や狭間のニーズがあるケースの事例検討、事例発表
- ・実際に上手くいった事例を知りたい。
- ・ケアラー自身がお世話をして当たり前という環境にいるため、ご自身がケアラーと気付いていない事が多いと思います。ケアラーの方が孤立せず、地域やサービスを受けられるにはどうしたらいいのかを当事者と一緒に考えられるセミナーなどがあればいいなと感じています。
- ・ヤングケアラー支援に関しては児童委員や教職員などと一緒に事例検討会を開催してほしい。それぞれの立場・専門職として意見交換を行いたい。
- ・実際にケアラーも含めた家庭の相談があった場合の具体的な支援方法について事例検討など
- ・支援を行うにあたり活用した資源の共有、意見交換

- ・ケアラー支援で実際にあったケースの成功事例や失敗事例などの紹介。
- ・ケアラー支援に必要な視点
- ・ケアラーの相談を担う専門人材の育成
- ・ケアラーに対する心理的サポートの方法
- ・ケアラーのための心理的ケアとストレス管理：ケアラーが抱えるストレスや負担に対処するための方法を学ぶ研修。心理的な負荷を軽減し、バーンアウトを防ぐためのリラクゼーションやマインドフルネス（心を「今」に向けること）の実践方法を提供。
- ・コミュニケーションスキルの向上：ケアラーとしてのコミュニケーションスキルを高めるためのトレーニング。認知症患者や高齢者との効果的なコミュニケーション方法の習得
- ・身体的ケアと運動の重要性：ケアラーの身体的健康を維持するためのエクササイズやストレッチの指導。運動がケアラーの体調やストレス軽減に与える影響についての情報提供
- ・ケア技術の向上：日常生活支援技術や基本的な医療知識の向上を目指す研修。車椅子の適切な使い方やバイタルサインの測定方法のトレーニング
- ・リーダーシップとチームワークの育成：ケア施設やチームでの協力と効果的なリーダーシップの養成。チーム内のコミュニケーションや協力関係の強化を促すワークショップ
- ・情報技術の活用方法：デジタルツールやアプリを活用して、効率的なケアの提供方法を学ぶ研修。電子カルテの使い方やオンラインリソースの活用法についてのトレーニング
- ・介護ストレスの対応方法、アンガーマネジメント、高齢者虐待（特に介護放棄、金銭虐待等）の対応や事例
- ・ケアラーの負担軽減のために支援者ができること
- ・ケアラーの現状と支援方法について研修やセミナー
- ・ケアラー支援で関連がある機関の説明
- ・ケアラーが受けられる支援や公的機関の紹介について。
- ・法律と倫理に関する知識：介護における法律や倫理的な問題に関するセミナー。患者のプライバシー保護や医療情報の取り扱いについての指導。
- ・公的サービスの理解を深めるような研修。障害サービスや生活保護、高額医療等
- ・ケアラー相談支援研修高齢者のみにとどまらず子どもや障害を抱えた方たちを支援するセミナーになることを希望します全体が横断的に連携しないと進めていけない事業であることを認識できる場になると良いですね
- ・今後も、ケアラー支援について実際に相談を受けるにあたって、周辺制度等との関連付け等がまだまだ十分に出来ていない状況と思われる為、今後、ケアラー支援についてもそれぞれの状況に合わせて利用できるサービスや制度等についての理解を深めら

れるように研修等があれば積極的に参加を行っていきたい。

- ・重層的支援会議等のマニュアル作成、マニュアルの説明
- ・ケアラーに対しての支援方法や専門機関について。ケアラー支援について（相談窓口や支援に役立てられる機関等の紹介、ケアラー支援の事例等）
- ・ケアラーの問題は社会保障制度の谷間に落ち込んでおり、支援システムや政策が殆どない状況にあると思います。現状を理解し、より具体的な支援に実践出来るよう ケアラーの特徴やケアラーへの社会的支援と課題等を学びたいと思います。
- ・ケアラー問題はなかなか表面化しにくく支援を必要としている人が顕在化しにくいので、ニーズをすくい出すためにできることが何か

(11) ケアラー支援を充実させるために、特に必要なこと（自由記述）

ケアラー支援を充実させるために、特に必要だと考えていることがあれば記載してください。

【相談・支援体制】

- ・ケアラーへの支援の緊急度を把握するためのスクリーニングシート
- ・ケアラー自身は介護をするのが当たり前という認識を持っている人が多く、ケアラーからSOS発信をすることは少ないと思います。ケアラーが仕事や学校に行っている場合は、介護離職や退学にならないように社会的な環境の整備や関わる人たちのケアラーに対しての理解が必要だと思います。
- ・ケアラー支援の窓口を行政に置き、専門職員により安定した相談先とする。
- ・既存の相談者であっても支援が必要なケアラー状態にある可能性があるという視点を現場の職員で共有する。
- ・ケアラーが相談できる場の充実と関係機関の連携
- ・ケアラー支援の専門の相談窓口を設置する
- ・一番は「ケアラーが相談しやすい環境づくり」だと思います。その為の、ケアラーの相談を担う専門人材の確保は必須だと思います。
- ・多機関の連携がスムーズにいくようなシステムづくり
- ・ケアラーが相談しやすい環境づくり（地域の相談場所の明確化）、ケアラーについての理解や情報提供
- ・相談窓口の設置、地域での助け合いの輪、職場でのケアラーの理解を深めていかなければならないと思う。
- ・寄り添える関係性造りが一番だと考えます。傾聴する姿勢で対応を行う事が大切だと思います。
- ・ケアラーの相談を担う専門の人材確保、育成。見守りや生活支援を含めた地域の助け合いの創出など
- ・すぐに相談できる体制！誰でも相談できる窓口が必要かと思います。今は、相談しても動いてもらえない印象が強いため
- ・地域連携と相談支援の充実介護をちょっと代わって欲しいという言葉聞きます。気軽に相談、利用できる支援があればいいと思います。
- ・属性を問わない包括的な相談支援体制があり、それが十分に周知され、相談しやすい環境であること。
- ・ケアラーが相談窓口を知らずに支援機関につながらないということはよくあると思う。特にヤングケアラーは自身で相談に行くことが困難な場合が多いと思う。高齢・障害・児童等に縦割りではなく、横の連携や情報共有が必須だと思うので、そ

ういうシステムを構築してほしい。また他県や他市町で先駆的な取り組みがあれば教えてほしい。例えば、小中学生が祖父母を介護しているような場合に、小学校や中学校から地域包括支援センターに相談が入るような仕組みができれば良いのではないかと思う。

- ・ 本人がケアラーだと認識できる情報、理解と相談窓口の拡大。
- ・ 相談対応やボランティアによる支援など、地域の支援体制
- ・ 相談窓口の存在を知ってもらう事。
- ・ 複数の相談支援機関の支援体制や役割の明確化
- ・ 狭間のニーズの対応機関の明確化(現状、介護事業所の善意での対応になっているケースが多い)
- ・ ケアラーが相談できる時間で最も多いのが土日祝日や夜間帯なので、今の行政の窓口だと、そもそも相談窓口があるだけで、本当に相談したい仕事や子育てとケアを両立している人たちの話は聞けないのではないか。
- ・ どこにどういう人がいるのか、困っているか等、まず、発見することが大事だと思います。
- ・ ケアラーの実態調査。相談ができていない支援が必要な方に相談、支援ができる体制作り
- ・ 対象の関係機関との連携。居宅ケアマネ1人ではリスクが高すぎる。行政、包括の積極的な介入に期待する。
- ・ ケアラーが相談しやすい環境があっても、ケアラー自身は相談する余裕もないと思われる。ケアラーの周囲の方の気づき、声掛け、見守りと、それを伝えやすい相談受付の場が必要と思われます。
- ・ フィードバックの収集と改善：ケアラーの声を聴き、改善点や課題を把握することが重要です。定期的なアンケートやフィードバックセッションを通じて、ケアラーの意見を収集し、適切な改善策を取り入れることが必要です。
- ・ 1~2か月に1回、町内のまちづくり協議会で相談窓口を開設しており、回覧板や地域に掲示して周知するように努めているが、当日相談にくる件数自体は少ない。来所して相談することに抵抗がある方もいると思うので、相談があれば自宅を訪問したり当事業所に来所して頂いたりして対応している。相談があれば何かしらの支援に繋がると思うので相談窓口の連絡先を周知していきたい。
- ・ 関係機関において定期的に会議体を持ち、ケアラー支援に必要な資源の開発などを検討する場を設ける。
- ・ 気軽に相談できる場、体制、フォーマル、インフォーマルの充実が必要だと思う。
- ・ 公的相談機関の設置※ケアラー自身だけでなくケアマネ等相談業務を行う者も対象
- ・ 地域との情報共有が必要だと思いました。
- ・ ケアラーの状況を把握したケアマネジャーが相談できるケアラーに特化した専門の

窓口があればよいと考えます。

- ・福祉に関する相談窓口は多く、複雑化しているため、分かりやすい相談窓口の周知
- ・ケアラー支援の充実として、例えば学生などがケアラーとして学校活動ができるような支援体制。
- ・その地域地域の特性があるので、県で一貫してというよりは、地域特性を生かしながら、地域で支えていく仕組みの強化が必要だと思えます。
- ・声を上げる術を知らない方たち、自分がケアラーであると気付かない方たちのことを気に掛ける意識を持って、さり気なく声をかけることができる人たちが増えて欲しい。その人たちが相談機関に繋げる知識を持っていたらなお良いと思う。
- ・事業所や行政など、皆で協力して支援する必要があるが、「自分たちの役割ではない」「他の機関が対応してくれる」と支援の押し付け合いにならないよう、連携の意識付けが必要。
- ・ケアラー自身の相談事について気軽に相談のできる機関が必要と思われる。
- ・相談しやすい窓口の設置。例えば出張相談等。
- ・相談内容も多岐にわたると思えますので、色々な資格を持った方や知識のある方を集め、多方面、多角度からの意見が聞ける環境があれば良いと思えます。
- ・ケアラーだけではなく誰もが介護に直面した際は、心身に負担がかかり不安を感じるものです。老老介護、認認介護のかたを支援することが多いですが、金銭面や契約等の身元保証人の課題が大きいと感じます。介護保険だけでは解決しないことも多いので、制度の横の繋がりが大切になってくると思えます。相談窓口の明確化、統一が必要と感じます。
- ・ケアラーが体調を崩した時の支援体制（特にコロナ感染など介護サービスが稼働しない場合ケアラーは熱があったり、体調が悪くても介護をしなくてはならない）
- ・主治医への相談体制
- ・民生委員や自治会などに情報が集まる仕組み
- ・若年層（まだ、きちんと判断できない年齢層）への支援。学校での講演、相談窓口の整備等の必要性を感じます。
- ・地域のつながり
- ・問題が複雑化、多様化してから顕著になることが多いため、受け身的な支援だけでなく、早い段階で支援機関が関われる体制づくりが必要
- ・身近に相談できるのは、ケアマネジャーであると思うが、中にはケアマネジャーさんとは話しにくいと思っている人もいると思われるため、各事業所で相談できる人の配置など必要であると思う。
- ・なかなか、居宅介護支援の中で家族様の状況理解等が薄い部分があると思われ、モニタリングや日々の関わりの中でそうしたケアラーが抱える負担感等への気付きや、そうした想いに寄り添えるような関係性を築く事が必要と思えます。

- ・障害の子を隠し続けた結果、親が高齢になってどうしようもなくなってから相談に繋がるケースも多く見られる。自分から相談することが難しく家族で孤立していることもあるので、相談に繋がるような工夫が必要。
- ・ケアラーが支援を受けられる体制の充実。
- ・県と市町、各種事業者等が密接に連携していくことが重要だと思います。ケアラーにもヤングケアラー、ワーキングケアラー、シングルケアラーなど生活背景も異なるためケアラーとひとくくりにせずそれぞれの悩みの掘り起こしが必要だと思います。ワーキングケアラーに関しては、職場のサポート体制も十分とは言えず介護休暇の取りにくい状況も見られる。ケアラーを職場で支える体制や制度が整備されるべきだと思います。
- ・行政が相談支援事業所や居宅介護支援事業所からの情報収集を積極的に行い一緒に介入してもらいたい。そして支援策を関係機関と連携しながら一緒に考え役割分担を行いながら支援していけるような体制を築いてほしい。
- ・介護者が無理なく介護を続けられるように就労・就学・社会参加ができるような制度が必要だと考える。
- ・コミュニティの形成：ケアラー同士や他の関係者とのコミュニティを形成することで、情報交換や支援体制の強化が可能です。定期的なミーティングや交流イベントを通じて、ケアラー同士の連帯感を育むことが重要です。
- ・限りある財源と今日明日ばかりのことではない未来を見据えた、支援の在り方などが必要であると思います。

【制度・サービス】

- ・被ケア見者の受け皿確保。
- ・レスパイトの周知や充実
- ・制度の開発、加算制度
- ・ケアラー自身が一人で介護を抱え込むことがあり、考えに偏りがあるため、サービスや支援につながりにくい。もっと幅広いサービスや支援を拡充させることが必要。
- ・ケアラーに対する経済的支援(税控除等)の充実。
- ・ケアラーがコロナにかかったり骨折をして介護が出来なくなったときに緊急に願っている場所や介護度によっては必要日数が確保できないショートの利用等に関して対策が必要だと思います
- ・ケアを必要とする人たちの費用面の負担軽減
- ・金銭的な支援は必要だと思う。介護サービスすら利用できない、費用が捻出できないので当事者が介護するしかなくなってしまうので。
- ・金銭的な援助。いろんなパターンがありますが、裕福なの方が、仕事しながら毎

日お世話に通っても、関係が拗れることも無い。当方の担当の方は精神疾患の方もお金が足りなくなると症状悪化する方が多い。

- ・短期入所：佐世保市は特に児童や医療的ケア児が安心して行ける短期入所が少なかったり遠かったりするため、お母様やご家族の負担がかかっているのを感じます。
- ・利用できるサービスの情報提供とフォロー
- ・多様なサービスの提供基盤の整備
- ・私がかかわっている中では、1件だけ75歳の娘が93歳の母を介護しています。75歳の娘がデイを利用するにも、朝から排泄部をきれいにしして着替えをきちんとさせて、お迎えの車が来るときには玄関外まで母を出していないと気がすまない。という性格で、それを全部デイにまかせていいと何回つたえても、そこはゆずれないと言われ、結局、認知の母は夜間不眠があったりして（眠剤も処方してもらっているが、毎回、眠る時間が長く確保できるわけではない）朝から準備が間に合わずデイを利用することが逆に娘を疲れさせてしまっていたことがありました。
- ・お世話を受ける人が公的な支援を受けやすいように、受け皿や人材を確保すること。
- ・既存の制度においてケアラーが支援対象から外れるものがあれば必要に応じて支援対象の枠を広げるなどの対応を検討する。
- ・遠方からの帰省が頻回で移動費がかかってしまうケアラーの方の飛行機の助成以外の移動手段の補助制度など
- ・オムツ支援費の利用条件の拡充
- ・介護サービスの充実(利用料金がかかり過ぎず、対応ができるサービスがあれば)
- ・ケアラーの方は料金面の心配も大きい為、子育て支援と同等のケアラーの金銭的支援
- ・ケアラーの体調不良やリフレッシュが必要な時の代行サービス

【介護人材の確保・育成】

- ・ケアラー支援に対応できる人材の育成。
- ・心理的サポートの提供：ケアラーは身体的・精神的な負担が大きい仕事をしており、ストレスや疲労が蓄積されることがあります。心理的なサポートの充実が重要であり、定期的なカウンセリングやストレス管理のトレーニングを提供することが求められます。
- ・教育とトレーニングの提供：ケアラーが高品質なケアを提供するためには、適切な教育とトレーニングが必要です。介護技術やコミュニケーションスキルの向上を図るためのプログラムを提供し、ケアラーの専門性を向上させることが大切です。
- ・介護分野の人材確保と処遇改善
- ・ケアマネジャーを含め相談員の専門性を研修等を通じて高めていくこと。

- ・高齢者分野での業務で、最近是人材不足が顕著になっている。人がいない為にサービスを提供できない事もあり、今後人材をどう確保していくかは課題になっていくと考えている。
- ・人材の確保。過疎地域では、担う人材が不足している。学生も介護コースは減ってきているし、昔と違って、今の人は子育てしながら、仕事も続けているので、若い人の参入がなく、年配の人は引退するため、慢性的な人手不足。
- ・介護者支援に携わる専門職のコミュニケーション技術の向上
- ・居宅のケアマネジメント業務においては、対象者との関係性の構築やニーズの掘り起こし等の導入部分に時間を要し、実際のサービス利用につながるまで報酬が得られないので担当を敬遠されがちだと思う。支援したい気持ちはあっても支援の量と報酬が全く見合っていない（月の内何度も足を運び、電話で相談し、関係機関との連携を図った上で、例えサロンや民間のサービスが導入されたとしても月内に介護保険サービスの利用がなければ、ケアマネージャーとしての報酬は0。入院につながったとしても同様。）
- ・必要なサービスと言っても主にヘルパーの利用になるが、離島部のため人材確保が難しくヘルパーサービスが必要なところまで行き届かないことがある。希望される方は多いが事業所としてもパンク状態で受け入れが難しいこともあり。専門職の育成が特に必要と考える。
- ・多職種との連携
- ・人材と支援時間の確保

【仕事と介護の両立】

- ・職場でのケアラーの理解を深めていかなければならないと思う。
- ・仕事の両立についても普及啓発ができるような活動に加え、事業者に対しても介護休業で事業に穴が空くため、介護休業が取りやすくするために、事業所に対してのバックアップ体制等の構築が必要かと思われます。
- ・働きやすい職場環境づくり。
- ・労働条件の改善：労働環境や待遇の改善はケアラーのモチベーションや働きやすさに影響を与えます。適切な休暇制度や労働時間の配慮、適正な給与などを提供することで、ケアラーの働きやすさを向上させることが必要です。
- ・キャリアパスの提供：ケアラーにとって、将来的なキャリアの展望を持つことは重要です。昇進やスキルアップの機会、専門分野への進学支援などを提供することで、ケアラーが自身の成長を実感できる環境を整えることが必要です。

【研修】

- ・情報共有と教育機会の提供：最新の介護情報や研究結果をケアラーに提供し、専門

知識の更新を促すことが重要です。セミナーやワークショップを通じて、新しいケアのアプローチやベストプラクティスについて学ぶ機会を提供する

- ・ケアラー支援についてプロセスの実際についての事例を学ぶ必要があると考えます。
- ・支援が必要なケアラーを抽出する基準
- ・事例や支援方法を共有できる機会が必要だと思う。
- ・ケアラー支援について実態や支援の手技を先ずは理解し、業務で実践できるきっかけを掴む。

【広報啓発】

- ・ケアラーに関する世間一般への啓発活動
- ・ケアラー認知度の充実とケアラー人材育成の研修などが必要だと思います。ケアラー相談人材は実際に相談を受けても解決できなければ意味がないので、解決のために様々な知識などが必要になってくると思うので、研修等が必要だと思います。
- ・広報ながさきなどで特集を組み知ってもらう
- ・市民公開講座などで講座を開催する
- ・ケアラーについての啓発活動と相談支援体制の整備。
- ・ケアラーとの自覚がない方が多いのではないかと推察します。県の広報誌やテレビスポットでの広報、県民への周知が必要と考えます。また個人的な意見ではありますが、ケアラー、ヤングケアラーの呼称に対し、言いようのない違和感を覚えます。
- ・ケアラー支援体制の普及啓発
- ・「ケアラー」という言葉の普及
- ・介護者の人生も大事にするという視点の啓発
- ・ケアラー支援の必要性についての周知
- ・ケアラー、地域住民向けのケアラー支援に関する広報
- ・まだまだ周知されていない言葉なので少しずつ普及が必要と思います。
- ・相談窓口の周知
- ・当事者にとっては日常生活の一環であるため、自身がケアラーであることに気づいていない人が多い。そのため、当事者は困り感がなく周囲も気づきづらい現状がある。”ケアラー”という言葉が世間に浸透すれば意識が変わるのではないかと思う。
- ・なにがあれば、介護している自分を支援してもらってもいいんだということに、考えが切り替わるのかな？と考えてみますが、啓発活動なのかなと思いました。
- ・自分がケアラーであることを当事者は気づいていないことが多い。利用できるサービスを知らないわけではないが、自分が対象ではないと思っている方もいるため、

情報提供が必要と考える。

- ・特にヤングケアラーの場合「やりたくない」という選択肢を知ることや、その選択肢の確保
- ・支援者からみてケアラーであると思われる方には、家族のことは家族でみるのが当たり前という考えが根強くあり、自分がケアラーである、あるいは家族をケアラーにしていると気付くことができない方も多いため、ケアラーという概念を学ぶ一般的な機会が増えることがさらに必要だと考えます。
- ・ご夫婦やご家族でも考え方や受け取り方が違ったり、一人の負担が大きすぎて無理をして体調を崩すケースもありました。一人で抱え込まずに、周囲には協力してくれる人がたくさんいることを当事者の方に知って欲しいと思います。
- ・県民への情報提供
- ・地域住民の家族介護についての意識改革やケアラー支援についての普及啓発。
- ・ケアラー支援について、地域住民へ啓発、相談人材確保・体制整備が必要だと考える。
- ・地域での見守りや声かけ等が希薄になってきているため、孤立するケアラーも増えてくると思うので、地域住民の認知度もアップさせることが必要。
- ・ケアを受ける人が児童、未成年の場合は、主たる[ケアラー]が保護者の場合がほとんどで、ご自身が支援を受ける対象にある認識が浅い（協力者は、兄弟や祖母）ので抱え込む、具体的で分かりやすい、ポジティブな啓発活動。
- ・家族がサービスを利用したくても、利用者本人が嫌がるからと言われて、サービスを利用しないケースが多い。家族が頑張って介護をされて、くたくたになるケースが多い。周りから見ると、もっとサービスを利用して介護を受けたら余裕をもって安心して介護ができてよさそうと思っても、家族は体も精神面もくたくたになったことに気づかず頑張っていることが多い。そういう頑張り屋さんには届く情報の伝達があるといいと思います。
- ・介護保険制度について知らない方も多く、もっと早く相談すれば良かったと言われることがある。自分が病気になる前は全く自分事ではなく関係ないと思っていたとのことで、もっと制度についての周知が必要と思われまます。

【実態調査】

- ・まずは、ケアラーの実態把握
- ・介護している人々の置かれている実態調査をまずはじめに実施し、年齢やニーズに大きく分類して、何をどういう形でかかわることが支援につながるのか、その支援はどうしたら提供できるのかを把握して現実的な施策につなげるべき。
- ・実際にケアラーの方々が困ったり悩んだりしている内容を把握し、充実させていくことが必要

- ・ケアラーの実態が分かりづらく、手を差し伸べにくい。
- ・地域におけるケアラーの実情を把握するため実績の取り方の工夫。

【その他】

- ・地域で困っているのではないかと思われるケアラーを通報（虐待の通報のような）
- ・1件の相談業務を行うのに10回以上の面談を行い、問題を洗いだし解決に向けては、別途に諸々同行業務を行った経験があります。相談事業所の経済的また時間的問題を解決しないとケアラーの相談窓口までは厳しいと考えます。
- ・話題的なことにスポットが当たりがちですが、それにスポット当てながらも近い将来やってくる超高齢の社会から多死社会、増える独居…に加え、国民が減少していくことなども視野に入れながら考えるべきことかなと思ったりしております。
- ・ケアラー支援を充実させることが前提になっていることに疑問を感じます。形だけやってます的なもので本腰を入れて実施しないのであれば、最初からやらないほうがいいと思いますが、個人的には最低限、ヤングケアラーのための負担軽減策を望みます。自分を犠牲にして生活している子供には、「理屈抜きに」「純粹に」人として支援してあげないと不誠実だと思います。
- ・ケアラーを支援していきたいと思っても、現在、介護をしている60代、70代の方には我慢や忍耐などが美德とする傾向や介護は自宅で完結するもの、長男がすべてを行うみたいな感覚があって、難しいなと感じます。
- ・ヘルパーに朝の支度を支援してもらえると伝えても金額や他人に自宅に入られること、母の世話をしてもらうことをまかせることができないと断られ、今はショートを利用して娘の介護負担を軽減しています。
- ・医療的ケアにあたらぬ、てんかんや移動式酸素、多動児などの重症心身との[狭間]の子どもたちを託せる短期入所サービスの事業所、医療機関との協力施設（疲弊してあきらめている現状。）

3 (参考) 調査票

ケアラー支援に係る実態調査票【相談支援機関向け】 Web フォームによる調査

調査へのご協力をお願いします。

- ◎ 長崎県は、令和5年4月1日に「長崎県ケアラー支援条例」を施行しました。この条例は、ケアラー（身近な家族等の介護や日常生活上のお世話を無償でする方）が、援助を受ける方とともに、安心して生活を営むことができる社会を実現していくことを目的としています。
- ◎ 県では、ケアラーが孤立したり、抱えている悩みを相談できない、また受けられる支援が届かないといった課題に対応していくため、今年度「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定し、市町、事業者・民間支援団体等と連携し、施策を推進していくことにしています。
- ◎ 推進計画の策定や施策の推進にあたって、ケアラー当事者の皆様とともに、現場でケアラーなどからの相談に対応されている支援機関（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所・生活困窮者自立相談支援機関）の皆様のご意見も踏まえる必要があると考えており、本実態調査へのご協力について、よろしくお願いいたします。

回答について

本調査は、長崎県庁 Web アンケートシステムを活用し、実施いたします。

調査の回答方法は 別紙「回答方法について」をご確認ください。

なお、回答にあたっては、本ページの右上の調査票 No. (5桁の数字) を入力する欄がありますのでご注意ください。この数字は、重複回答を避けるためであり、貴センター（事業所）を特定するものではありません。

はじめに

「ケアラー」とは、高齢や障がい、病気などにより援助を必要とする家族や身近な人に対して、無償で介護や看護、日常生活上のお世話をしている方のことで、例えば、高齢者が高齢者家族などの介護を担う「老老介護」、子育てと親などの介護を同時に担う「ダブルケア」、未婚や離婚、きょうだいがいないなどの理由により一人で親などの介護を担う「シングル介護」が話題になっているように、近年、少子高齢化や核家族化の進展などの社会環境の変化によって、家庭におけるケアの人手が不足し、ケアラーに過度な負担がかかっています。

また、子ども（18歳未満）のケアラーは「ヤングケアラー」と呼ばれていますが、本来であれば大人が担うと想定されている病気や障がいのある家族等のお世話に忙殺され、本来受けるべき教育を受けることや、同世代との人間関係を満足に作るできないような状況が生じています。このように、子どもの年齢や成長の度合いに見合わない負担によって、本人の育ちや教育に影響があるといった課題が生じています。

なお、各設問中の「ケアラー」については「ヤングケアラー」も含まれるものとして御回答ください。

ケアラーはこんな人たちです



この調査について

- ◎ 本調査は、県内の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関を対象とします。（以降、「事業所」と記載します。）
- ◎ この調査は、原則、無記名（※）となっています。回答は任意です。回答しないことで貴事業所に不利益が生じることはありませんが、事業所種別ごとに回収率は公表いたします。大切な調査ですので、可能な限りご協力をお願いします。
※今後、事例収集等の追加調査にご協力をいただける事業所のみ、記名をお願いする設問があります。協力は任意です。また、追加調査により収集する情報から、公表時に貴事業所が特定されることはありません。
- ◎ 回答については、質問により選択式と、記述式での回答をお願いしております。答えにくい質問には、答えなくても構いませんので、無理のない範囲で回答ください。
- ◎ 集計は、回答いただいたデータを統計的に処理し、調査結果として公表しますが、公表内容によって、対外的に事業所が特定されることはありません。

（お問い合わせ先）

長崎県福祉保健部長寿社会課 地域包括ケア推進班 担当：合谷、西村
電話：095-895-2434
電子メール：chiikihoukatsu@pref.nagasaki.lg.jp

調査項目

1 事業所の種別・管轄地域・ケアラー認知度

問1 貴事業所種別を教えてください。（あてはまる種別を1つ選択）

- 1. 地域包括支援センター
- 2. 居宅介護支援事業所
- 3. 障害者相談支援事業所
- 4. 生活困窮者自立相談支援機関

問2 貴事業所が主に対処されている地域を教えてください。

（※貴事業所が相談対応している市町を複数選択）

- 1. 長崎市
- 2. 佐世保市
- 3. 島原市
- 4. 諫早市
- 5. 大村市
- 6. 平戸市
- 7. 松浦市
- 8. 対馬市
- 9. 壱岐市
- 10. 五島市
- 11. 西海市
- 12. 雲仙市
- 13. 南島原市
- 14. 長与町
- 15. 時津町
- 16. 東彼杵町
- 17. 川棚町
- 18. 波佐見町
- 19. 小値賀町
- 20. 佐々町
- 21. 新上五島町

問3 貴事業所におけるケアラーに関する認知度を教えてください

(あてはまる番号を1つ選択)

1. ほぼ全ての職員(9割以上)が知っている
2. 多く(半数以上)の職員が知っている
3. 一部の職員(半数未満)が知っている
4. ほぼ全ての職員(9割以上)が知らない

注) ケアラー認知度 (選択肢の「知っている」の範囲)は、以下のとおりです。

- ・「ケアラーという言葉を知っていますか。」という問いに、
「よく知っている」「ある程度知っている」と答えられる方のことで、
「聞いたことはあるがよく知らない」「全く知らない」は含みません。
- ・「ケアラー」については、この調査票の「はじめに」の説明をご参照ください。

2 ケアラーからの相談受付状況

問4 貴事業所で受けた“「ケアラー」が抱えている悩みなどの相談”に関して、以下のとおり、内容別に分類した場合、それぞれの項目について、「よくある」場合は◎を、「まあまあある」場合は「○」をつけてください。

また、以下の分類にない内容で「◎」「○」に該当するものがあれば、項目最後の自由記述欄に内容を記載し、「◎」「○」を記載してください。

※「よくある」の目安は、ケアラーに関する相談のうち、7割以上に含まれる、

「まあまあある」は、同様に、概ね4割から7割程度、を目安としてください。

◎・○	相談内容	
I.ケアラー自身のことについて		
	1	身体的な疲れがある
	2	心理的な疲れがある
	3	健康面の不調(体調悪化、持病など)がある
	4	お世話と仕事との両立について悩んでいる
	5	お世話と家事との両立について悩んでいる
	6	お世話により自分の時間がない
	7	お世話により睡眠時間が取れない
	8	お世話のために遠距離移動があり大変
	9	お世話をしている人同士で悩みの共有をしたい
	10	時間や頻度の制限なく、もっと相談できる先が欲しい
	11	悩みや心配事をカウンセリングの専門家に相談したい
	12	生計の維持に不安がある。経済的な支援が欲しい。
	13	リフレッシュ・気晴らしをしたい。
	14	自分が担っているお世話を全て変わってほしい
	15	自分が担っているお世話を一部でも変わってほしい
II.ケアラー以外の家族等のことについて		
	1	代わりにお世話を担う家族等がない
	2	お世話のことについて、家族に相談できない
	3	お世話のことについて家族に相談しても、お世話の分担や外部サービスの利用など、ケアラーの負担軽減について協力が得られない
	4	お世話をともに担う家族がいるが、お世話に関する考え方が違う
	5	お世話のことで家族関係が不調となっている
	6	
III.お世話を受けている方のことについて		
	1	お世話を受けている方との関係不良(ケンカしてしまう。)
	2	お世話を受けている方に対して、不適切な対応や虐待をしてしまう
	3	お世話を受けている方が、お世話している家族以外の支援を拒否される。(外部サービス等の利用ができない)
	4	
IV.その他の悩み等について		
自由記述	1	
	2	

3 ケアラーに対する支援について

問5 ケアラーご本人への直接的な支援として、「お世話が必要な人をサービスに繋げること」以外に、貴事業所では、どのような支援を行っていますか。また、その具体的な内容について教えてください。（あてはまるもの全てを選択し、それぞれに自由回答）。

1. ケアラーに対する相談窓口の設置
2. ケアラーに対する相談会の開催
3. ケアラーのためのサロンの設置（ケアラー同士の交流、情報交換、悩み相談の場の提供）
4. ケアラーに対するアセスメントシート等を活用した相談対応時のアセスメントの実施
5. ケアラーに対する自己チェックシートの配布
6. ケアラーに対するカウンセリング等の実施
7. ケアラーに対する情報提供方法の工夫（書類を見る習慣がない方への伝達方法の工夫など）
8. 主たるケアラー以外の家族などへの情報共有に関する配慮（オンラインを活用した会合の開催など）
9. ケアラーが働く事業者に関する相談対応、支援
（お世話と仕事の両立に関するケアラー及び事業者支援）
10. その他
11. 特に行っていない

※ 1～10の具体的な内容を記載してください

- 1 :
- 2 :
- 3 :
- 4 :
- 5 :
- 6 :
- 7 :
- 8 :
- 9 :
- 10 :

問6 ケアラー支援に資する取組として、ケアラー（及びそのご家族）以外への働きかけとして、貴事業所ではどのようなことを行っていますか。また、その具体的な内容について教えてください。（あてはまるもの全てを選択し、それぞれに自由回答）

1. 貴事業所が属する法人や事業種別団体等の従事者向けのケアラー支援に関する研修・勉強会の開催・参加
2. 「介護」「子育て」「障害関係」「療育」「生活困窮」等、地域の様々な支援機関と連携したケアラー支援に関する研修・勉強会の開催・参加
3. 地域住民向けのケアラー支援に関する普及啓発講座等の開催
4. 地域住民向けのケアラー支援に関する広報（相談窓口の紹介チラシの配布、SNS発信、パネル展示、ケアラーに関する独自リーフレット作成など）
5. 民生委員や自治会等とのケアラーに関する地域情報の連携、掘り起こし
6. 新たなサービスの創出
7. その他
8. 特に行っていない

※1～7の具体的な内容を記載してください

- 1 :
- 2 :
- 3 :
- 4 :
- 5 :
- 6 :
- 7 :

問7 ケアラーに対して必要な支援を実現するために、県や市町が取り組むべき事項は何だと思えますか。（重要度が特に高いと考えるものを5点まで選択してください）

1. 支援を必要とするケアラーの早期発見、早期対応につながるような地域住民への啓発活動（ケアラーに関する理解の促進、早期気づきのためのポイント、セルフチェック等のツールの提供）
2. ケアラーが相談しやすい環境づくり（地域の相談場所の明確化等）
3. 行政による実態把握、ケアラーに関する情報提供の受付
4. ケアラーの相談を担う専門人材の確保
5. 相談を担う専門人材の育成（専門職による支援を必要とするケアラーの早期発見・アセスメント・相談対応力の向上）
6. 複合課題や狭間のニーズへの対応のため、属性を問わない包括的な相談支援体制の整備

7. 複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備（重層的支援会議等の開催による機関間の役割分担や支援の方向性を検討）
8. 制度サービスの充実（介護保険、障害福祉等）
9. お世話を受ける方に対するサービス提供を担う専門人材の確保
10. お世話を受ける方に対するサービス提供を担う専門人材の育成
11. 見守りや生活支援を含めた地域における助け合いの創出
12. お世話と仕事・生活の両立に焦点をあてた地域住民への啓発
13. ケアラーが働く会社・事業所向けのお世話と介護の両立支援の啓発
14. その他（ ）

4 支援に繋がっていない事例等への対応

問8 「介護」「看病」「子育て」「障害関係」「療育」「生活困窮」などのケアを必要としている方で、貴事業所での相談につながらず、心配な事例がありますか。（令和4年度以降の事案でお答えください。）（あてはまる番号を1つ選択）

1. ある → 問9にもお答えください。
2. ない → 問10に進んでください。

問9（前問で「ある」と答えた方のみ）相談につながらない理由は、何であると考えていますか。（あてはまる項目を全て選択）

1. 貴事業所を含め、周囲はケアが必要だと感じているが、当事者（お世話をする方・受ける方）が必要を感じていない。今の生活を継続することで良しとしている。
2. お世話を受ける方は、「家族がお世話をするのが当たり前である」と思い、お世話を受ける方が相談を希望しない。
3. お世話をする方が、「家族だけで支えられる」と考えており、相談を希望しない。
4. 「相談しても適切なサービスがない・つながらない」との思い込みやあきらめがあり、相談を希望しない。
5. 貴事業所を含め外部機関が家庭に介入されることに対して不信感を持っている。
6. 貴事業所が主体的に関わるべきだが、特定の他の機関のみだけを相談相手として頼っている。
7. 経済的事情を抱えていることから、サービス利用等について相談を継続して進めていくことを拒否されている。
8. 貴事業所が相談支援できるという必要な情報が届いていないため、相談を希望しない。
- 9.、当事者の情報を受け取る力に課題があるため、相談を希望しない。

10. 貴事業所の機能や支援できることを提案した上でも、明確な理由は語らず、相談を希望しない。
11. その他 ()

問10 令和4年度以降の事案において、貴事業所が相談を受けた方で、ケアを必要としている人が、公的サービスの利用につながらなかった事例はありますか。(あてはまる番号を1つ選択)

1. ある → 問11にもお答えください。
2. ない → 問12に進んでください。

問11 (前問で「ある」と回答した方のみ)相談に繋がったにも関わらず、公的サービスの利用につながらなかった理由は何ですか。(あてはまる項目を全て選択)

1. お世話を受けている方が公的サービス利用を望まないため。
2. お世話をする方が、公的サービスを利用せずにお世話をすることを希望しているため。
3. 利用したい公的サービスが、いずれも満員等の事業所側の理由により利用できなかったため。
4. 利用したい公的サービスに選択肢があったが、特定の事業所のみ希望し、その利用が叶わなかったため。
5. 利用手続きが煩雑であったことにより利用をあきらめたため。
6. 経済的な負担により家計に不安があったため。
7. サービス事業者に、家庭の情報を伝えることに抵抗があったため。
8. 他人を家に入れたくないため。
9. 公的サービスを利用することについて、世間体が気になるため。
10. 公的サービスの利用を断る理由について、話してもらえずわからない。
11. 貴事業所が提案する公的サービスと、当事者が希望する公的サービスが合っていないため(不要な公的サービスを希望されたため)
12. 公的サービスの利用は希望されたが、地域に公的サービスがないため(サービスの提供体制が不十分)
13. その他 ()

問12 貴事業所で、相談や公的サービスに繋がりにくい家庭を支援に結びつけた事例がありますか。(令和4年度以降の事案でお答えください。)(あてはまる番号を1つ選択)

1. ある → 問13にもお答えください。
2. ない → 問14に進んでください。

問13 (前問で、「ある」と答えた方のみ) 支援に結びつけるために、貴センター(事業所)では、どのようなことを実践しましたか。(あてはまる項目を全て選択)

1. 対象のご家庭に対する電話や訪問の頻度等を手厚くした
2. 対象のご家庭との相性などを考慮して、担当者を変更し対応した
3. 他の分野の支援機関との連携のもと、対象世帯に連絡・訪問等の対応をした
4. 自治会や民生委員など地域の関係者との連携のもと、対応した
5. 貴事業所内で、ケアラー支援に関する研修・学習を進め、その結果を反映した
6. 地域における多機関による事例検討(ケア会議等)を行い、対応方法を工夫した
7. 行政からの介入により事態を打開し、その後の支援を引き継いだ
8. 貴事業所に関する情報を地域住民に啓発し、そこから理解を進め関係を作った
9. その他 ()

問14 県では、「ケアラー支援につながらず苦慮している事例」「機関連携等によりケアラー支援が進んだ好事例」等の収集のため、追加調査を予定しています。特に、問9、問11、問13で「ある」と答えた方について、これらの事例収集のため追加調査にご協力いただけるのであれば、協力可能とお答えください。(あてはまる番号を1つ選択)

1. ケアラー支援に関連して協力できる事例なし → 問15にお進みください。
2. 協力可能 → 下に進んでください。

・県では、「協力可能」と回答いただいた事業所のなかから、今後、追加調査対象事業所を抽出します。対象となった事業所には、令和5年9月以降に改めて連絡を取りますので、「協力可能」な場合には、事業所名等を記載してください。

(なお、今後追加収集する情報から、公表時に貴事業所が特定されることはありません。)

- 事業所所在地(市町名のみ) : _____
- 事業所名 : _____
- 電話番号 : _____
- メールアドレス : _____
- 連絡担当者名 : _____

5 その他

問15 本県におけるケアラー支援の充実強化のため、県が、貴事業所を対象に実施する研修・セミナー等の内容で希望があれば記載してください。 (自由回答)

問16 ケアラー支援を充実させるために、特に必要だと考えていることがあれば記載してください (自由回答)

以上で調査は終わります。ご協力ありがとうございました。